



交番だより 武蔵嵐山

**** 発行 ****
小川警察署
☎0493(74)0110
武蔵嵐山駅前交番
☎0493(62)6001



● 1月10日は110番の日

正しく使おう！ 110番

110番は、事件・事故に遭ったときや目撃した時など、警察官に一刻も早く現場へ来て欲しい場合に利用する「緊急通報の専用電話」です。

通報時は あわてず冷静に質問にお答えください

- 1 事件ですか？事故ですか？
- 2 場所はどこですか？
- 3 いつ発生しましたか？
- 4 犯人を見ましたか？
- 5 あなたの氏名、連絡先等教えてください

音声による110番通報が困難な方用

★メール110番(メールアドレス)

<http://saitama110.jp/>

★FAX 0120-264-110



急を要しない相談・問合せは ☎ #9110

～110番の日キャンペーン～

日時：令和8年1月16日(金)

午前10時00分～午前11時00分

場所：比企郡小川町大字小川1220番地1道の駅おがわまち

内容：県警マスコットキャラクター「ポッポくん」が啓発品を配布し、皆様に適正な110番通報等についてお伝えします。



日頃の警察活動に対する皆さまのご理解とご協力に感謝いたします。今年も皆さまが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

～小川警察署 署員一同～

● 身に覚えのない口座引き落としが!? フィッシング詐欺に注意!

フィッシングの被害にあった場合の経過を順番に並びかえましょう。

① フィッシングサイトに誘導される

② アカウントが乗っ取られる

③ 身の覚えのないメールが届く

④ フィッシングサイトにIDとパスワードを入力する

フィッシング詐欺の相談が後を絶ちません。フィッシング詐欺とは、実在する企業等を騙ってメールなどを送信し、偽サイトへ誘導することにより、個人の銀行口座情報、クレジットカード情報、ログインID・パスワード等の重要な情報を入力させようとする手口です。
…ということで
答えは、③→①→④→②です!

* 榎木山亭から被害防止アドバイス *

- ・メール等のリンクを開いたり、記載された連絡先に連絡しない
- ・公式アプリをダウンロードする
- ・詐欺サイトのURLは、本物と同じURLに偽装している場合もあるためURLだけで判別するのは非常に危険です!



飲酒運転&路上寝込み



飲酒運転は《悪質な犯罪》であることを自覚しましょう。

路上寝込みを見かけたら

【110番通報】をお願いします。



制服警察官は
ノーネクタイで
活動中!

被害予防のため、警察官が警戒を実施しています。不審な人物や車等を見かけた際は、自分の身の安全を確保したうえで速やかに110番通報のご協力をお願いいたします。

● 空き巣・忍び込み予防には!

こんなグッズが効果を発揮します!

- ◆防犯カメラ ◆防犯フィルム ◆補助錠
- ◆センサーライト ◆防犯アラーム



● 自転車の点検は「ブタバベルサハラ」で安全に!

■ 4月1日から

自転車の交通違反に「交通反則通告制度(青切符)」導入!

- フ...ブレーキ
- タ...タイヤ
- ベ...ベル
- サ...サドル
- ハ...ハンドル
反射材
- ラ...ライト

青切符の導入について
詳細はこちらから↓



主な反則行為	反則金
携帯電話使用等(保持)	12,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反(右側通行等)	5,000円
指定場所一時不停止等	3,000円
並進禁止違反	
軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)	
対象	16歳以上 ※運転免許の有無は関係なし

小川署管内の発生状況
※小川署調べ・暫定数

特殊詐欺

(昨年中～12/15現在)

・被害件数～14件

・被害額～8742万円

嵐山町内交通事故

(昨年11/16～12/15)

・人身事故～3件(-2)

・物損事故～25件(-1)

※前年同期比

～今年も官民一体となって犯罪を寄せつけない嵐山町をつくりましょう～

生活道路※における自動車の 法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線がない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

- 1 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路

- 2 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路


- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 4 自動車専用道路 

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

警察庁・都道府県警察